第 885 号

READAS
リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(1997年) 平成9年 8月 7日 木曜日

発行所 株式会社 FPシミュレーション
大阪市中央区平野町３－１－１０ Tel:06-209-7678
編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

♤消費税申告にも明細書が必要に

Ｑ：消費税の申告書を提出する際、「明細書」の添付が必要になったと聞きました。どのような明細書を添付するのでしょうか。

Ａ：消費税額の計算過程を明らかにするための明細書を添付することになりました。

【解説】

消費税率の改正と地方消費税の新設に伴い、消費税額の計算根拠を明らかにするため、明細書を添付して申告することとされました。

明細書を添付しなければならないのは、仮決算による中間申告書、確定申告書、還付請求申告書を提出する場合で、明細書は、「一般申告用」と「簡易課税用」の２種類をベースに、それぞれについて「新・旧税率対応用」と「新税率対応用」が設けられています。

明細書の記載内容は、一般申告用については①資産の譲渡等の対価の額の合計額の計算に関する明細、②課税仕入れ等の税額に関する明細、③仕入れに係る消費税額の計算に関する明細等で、簡易課税用については①課税標準に対する消費税額の計算に関する明細、②仕入れに係る消費税額の計算に関する明細等となっています。

これらの記載事項は、消費税額を計算する際に必要となるもので、特に目新しい事項を記載するものではありません。

なお、明細書の添付は、①平成９年４月１日以後終了課税期間に係る確定申告及び還付請求申告、②中間申告対象期間の末日が平成９年４月１日以後である仮決算による中間申告から必要になります。